

香川大学 免除申請者	学籍番号		氏名	
---------------	------	--	----	--

変更事由申立書（様式0）

前期開始前の2020(令和2)年2～3月に〔2020(令和2)年度授業料免除申請〕をした者は、**4月2日から10月1日までに、以下に記載されている事由が新たに発生した場合（発生する見込みの場合）、改めて申請をする必要があります。**

この場合、確認票A・B、家庭調書、変更があった書類とその関連資料の提出のみで受け付けます。ただし、後期分から新規に申請する場合は全ての書類が必要です。

以下に記載の事由が**4月2日から10月1日に発生していない場合は、後期分授業料免除について改めての申請は不要です。**（例えば、家計支持者の勤務時間等の反映による給与の増減だけの変更の場合は今回の申請は不要です。）

※日本学生支援機構給付奨学金の受給については、学生生活支援グループにおいて入力しますので、変更事由申立書の提出は不要です。

ただし、改めての申請が不要の場合でも、**前期と後期で判定結果が変わる場合もあります。**

なお、**来年度の授業料免除**を希望する者は**全員、〔2021(令和3)年度授業料免除申請〕をする必要があります**ので、ご注意ください。

◆世帯状況の変更

チェック欄	事由	備考・具体例
☐	世帯の構成員に増減があった	世帯の構成員が死亡した (ただし、前回申請時に既に死亡証明書等の書類を提出している場合は変更事由となりません) 兄弟姉妹の結婚または就職等により、家計支持者の扶養から外れた 働いていた兄弟姉妹が退職し、父の扶養に入った
☐	申請者(又は配偶者)が給付型奨学金(日本学生支援機構以外)の受給を開始・終了した	申請していた給付型奨学金の採用通知が5月に届いた (日本学生支援機構給付奨学金の受給額については学生生活支援グループで入力します。日本学生支援機構給付奨学金の受給のみが変更事由である場合は様式0は提出不要です。(変更申請は不要))
☐	世帯の構成員が新たに障害者認定・取消を受けた	
☐	申請者、又は家計支持者が風水害の被害を受けた	ただし、前回申請時に罹災証明等の書類を提出している場合は変更事由となりません
☐	学資負担者の単身赴任の開始・終了があった	父が単身赴任となった(または、父の単身赴任が終了した)
☐	通学区分の変更があった	申請者や兄弟姉妹が下宿を開始・終了した(自宅外・自宅の変更)
☐	就学者の増減があった	弟が9月末で学校を退学・卒業・終了予定、姉が10月入学予定である
☐	長期療養者(介護認定者)の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更がある。または長期療養を終えた。	平成31年4月～令和2年3月までの療養費自己負担額は8万円(10万円未満を切り捨てると0円)だったが、令和元年10月～令和2年9月までの自己負担額が12万円(10万円未満を切り捨てると10万円)となった
☐	独立生計者となった	前期時点で実家から通っていた申請者(大学院生)が、自宅を出て独立生計を立てることとなり、独立生計者としての申請へ変更する(独立生計者として認定されない可能性があります)
☐	独立生計者ではなくなった	前期時点で独立生計者として申請していたが、父母等から支援を受けることとなった(または、父母等と同居することとなった)

◆家計支持者(独立生計者、留学生の場合は申請者及び配偶者)の収入状況の変更

チェック欄	事由	備考・具体例
☐	就職・転職・退職した	父が再就職した、母が退職した、私費外国人留学生のアルバイト先が変わった
☐	雇用形態が変わった	正社員からパート社員になった
☐	事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した	自営業を始めた、個人事業から法人へ変更した
☐	年金、恩給の受給を開始・終了した	年金額の増減等の場合は変更事由となりません
☐	雇用保険(失業給付)、傷病手当金の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
☐	児童扶養手当の受給を開始・終了した	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
☐	生活保護の認定を受けた・取り消された	手当額の増減等の場合は変更事由となりません
☐	親戚・知人等からの援助が開始・終了した	生別となっている父からの援助がなくなった、親戚・知人から援助を受けた

◆その他

チェック欄	事由	備考・具体例
☐	令和2(2020)年10月1日付けでの最短就業年限を超過する	10月入学等の理由により10月1日付けで初めて最短就業年限を超過することになる
☐	申請の取り下げ	家計状況改善のため後期分の申請は取り下げたい(後期は申請しない)